

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一―二二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字谷北辺二千二番十 他八十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九千百九十六・三立方メートル